

I. 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について 【令和4年度で終了】

① 令和4年度 減免措置の主な内容

令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に納期限が設定されている国民健康保険税について、感染症の影響により全部又は一部を減免する制度。【国の財政支援 10/10】

② 対象になる世帯

- ・ 感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 全額減免
- ・ 感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯 ⇒ 一部減額

※一部減額される要件

ア) 事業収入等が前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること。

イ) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。

ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

○ 減免額 ⇒ $(A \times B / C) \times D$

減免対象保険税額 (A × B / C)	合計所得金額に応じた減免割合 (D)	
A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税額	前年の合計所得 300 万円以下	10 分の 10
	前年の合計所得 400 万円以下	10 分の 8
B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額	前年の合計所得 550 万円以下	10 分の 6
	前年の合計所得 750 万円以下	10 分の 4
C : 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の 前年の合計所得金額	前年の合計所得 1,000 万円以下	10 分の 2

③ 減免申請の状況

R 4 年度実績	< 決定件数 >	2 件	< 減免額 >	189,448 円
参考 : R 3 年度実績	< 決定件数 >	6 件	< 減免額 >	529,740 円

2. 新型コロナウイルスに感染した国民健康保険加入の被用者に対する傷病手当金の支給について

対象者	: 国民健康保険加入の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む）		
支給対象となる日数	: 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間		
支給額	: (直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数		
適用期間	: 令和2年1月1日～令和5年5月7日の間で療養のため労務に服することができなかった期間（ただし、入院が継続する場合等は社会保険と同様、最長1年6月まで）		
国の財政支援	: 特別交付金(市町村分) (10/10)		
申請件数	参考: R4年度実績	6件	242,684円
	参考: R3年度実績	0件	

Ⅱ. 後発医薬品使用割合と今後の取り組みについて

後発医薬品（ジェネリック医薬品）

主な特徴 : 有効成分、効能、用法・用量等は先発医薬品と同じ。価格が安い。(添加剤、形や大きさ、味などが異なる)

使用促進の効果 : 患者負担の軽減。限られた医療保険財政の改善。

政府目標 : 使用割合(数量シェア) 80%

保険者努力支援制度において、全体に対する評価配点割合が年々高くなってきている。

保険者努力支援制度とは、国保保険者(市町村・都道府県)が予防・健康づくりを始めとする医療費適正化の取組みに対して一定の評価指標に基づき、国が交付金を交付する制度。

後発医薬品促進の取組・使用割合配点比較 : H29 9%、H30 8.8%、R1 14.7%、R2 13%、R3 13%、R4 13.5%、R5 13.8%

今までの取組 : 国保連に委託し、年2回通知。保険証更新時、被保険者全世帯に後発医薬品の周知チラシ同封。

その他、広報やホームページ等で周知

現状 : あわら市 70.40%(R4.9月診療分 県内最下位) 参考 : 福井県平均 80.5%

今後の取組 : ①国保新規加入者に、ジェネリック医薬品の周知(ジェネリック医薬品希望カードの配付、普及啓発用グッズ配布)
②医療機関・薬局等への協力依頼

